

# 四 半 期 報 告 書

(第61期第1四半期)

株式会社サンエー・インターナショナル

(E00615)

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	4
2 【事業等のリスク】 .....	7
3 【経営上の重要な契約等】 .....	8
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	9
第3 【設備の状況】 .....	12
第4 【提出会社の状況】 .....	13
1 【株式等の状況】 .....	13
2 【株価の推移】 .....	22
3 【役員の状況】 .....	22
第5 【経理の状況】 .....	23
1 【四半期連結財務諸表】 .....	24
2 【その他】 .....	35
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	36

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年1月14日

【四半期会計期間】 第61期第1四半期(自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)

【会社名】 株式会社サンエー・インターナショナル

【英訳名】 SANEI－INTERNATIONAL CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三宅孝彦

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号

【電話番号】 (03) 5467－1911(代)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 鈴木 忍

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号

【電話番号】 (03) 5467－1911(代)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 鈴木 忍

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第60期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第61期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第60期
会計期間	自 平成20年 9月1日 至 平成20年 11月30日	自 平成21年 9月1日 至 平成21年 11月30日	自 平成20年 9月1日 至 平成21年 8月31日
売上高 (百万円)	30,968	26,628	111,817
経常利益 又は経常損失 (△) (百万円)	2,257	1,957	△525
四半期純利益 又は当期純損失 (△) (百万円)	320	615	△3,647
純資産額 (百万円)	33,423	29,718	29,291
総資産額 (百万円)	71,033	61,554	56,577
1株当たり純資産額 (円)	1,969.50	1,739.09	1,726.75
1株当たり四半期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	19.09	36.66	△217.38
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	46.5	47.4	51.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△889	1,055	1,275
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,023	△409	△4,811
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,157	△956	513
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	12,464	12,098	12,484
従業員数 (名)	4,330	4,241	4,500

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第60期第1四半期連結累計(会計)期間及び第61期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第60期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため及び希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載しております。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、次の会社が新たに関係会社となっております。

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱ケイト・スペード ジャパン	東京都渋谷区	450	アパレル事業	51.0	役員1名兼任。
贊雅商貿(上海)有限公司	中華人民共和国 上海市	千米ドル 900	アパレル事業	100.0 (100.0)	—

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。  
2 「議決権の所有割合」欄の( )内は、間接所有割合で内数です。  
3 特定子会社に該当する会社はありません。  
4 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における状況

平成21年11月30日現在

従業員数(名)	4,241 (774)
---------	----------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は当第1四半期連結会計期間の平均人員(1日8時間換算)を( )外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成21年11月30日現在

従業員数(名)	3,077 (474)
---------	----------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は当第1四半期会計期間の平均人員(1日8時間換算)を( )外数で記載しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

##### 外注実績

当第1四半期連結会計期間における外注実績を事業部門別に示すと、次のとおりです。

なお、その他事業部門については、外注実績はありません。

事業部門	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
製品委託仕入高		
オリジナルブランド事業部門	9,137 (122)	87.0
ライセンスブランド事業部門	761 (9)	92.4
その他アパレル事業部門	— (—)	—
計	9,899 (132)	87.4
加工外注高		
オリジナルブランド事業部門	848	75.7
ライセンスブランド事業部門	105	48.7
その他アパレル事業部門	—	—
計	953	71.3
合計	10,853	85.7

- (注) 1 製品委託仕入高とは、生地手配(一部有償支給を含む)から縫製加工までを一括して発注する場合の外注高を示しております。
- 2 加工外注高とは、生地手配を当社で行い、生地を無償支給し、縫製加工までを発注する場合の外注高を示しております。
- 3 製品委託仕入高の上段は受入高を、下段( )は有償支給にともなう外注先への支給高を示しております。
- 4 製品委託仕入高には、サンプル品の仕入高が含まれております。
- 5 金額には、消費税等は含まれておりません。

## 仕入実績

当第1四半期連結会計期間における仕入実績を事業部門別に示すと、次のとおりです。

なお、その他事業部門については、原材料の仕入実績はありません。

事業区分	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
原材料		
オリジナルブランド事業部門	621	63.4
ライセンスブランド事業部門	76	39.0
その他アパレル事業部門	—	—
計	697	59.3
商品		
オリジナルブランド事業部門	515	34.6
ライセンスブランド事業部門	831	90.9
その他アパレル事業部門	1,613	114.1
アパレル事業計	2,960	77.5
その他事業	1	136.5
計	2,962	77.6
合計	3,659	73.3

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っておりません。



### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績は次のとおりです。

#### ① 販売方法

アパレル事業については、当社グループの直営店等において一般消費者に販売するとともに、フランチャイズ店及び専門店に対する卸売を行っております。また、当社オリジナルブランドのライセンス供与を行っております。

なお、直営店のうち百貨店インショップについては、当該百貨店に対する卸売価格での販売となります。

その他事業については、店舗設計監理、旅行業、保険代理業等を営んでおります。

#### ② 事業区分別実績

事業区分	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
アパレル事業		
オリジナルブランド事業部門	19,130	83.9
ライセンスブランド事業部門	2,834	86.8
その他アパレル事業部門	4,636	94.8
計	26,601	86.0
その他事業	26	109.5
合計	26,628	86.0

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

#### ③ ブランド別売上状況

区分	金額(百万円)	比率(%)	前年同四半期比(%)
ナチュラルビューティーベーシック	3,458	13.0	84.8
フリーズショップ	1,791	6.7	89.8
ヒューマンウーマン	1,762	6.6	95.5
マーガレット・ハウエル	1,703	6.4	93.1
ジル スチュアート	1,562	5.9	91.6
その他	16,350	61.4	83.8
合計	26,628	100.0	86.0

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

#### ④ 販売地域別実績

区分	店舗数	金額(百万円)	比率(%)	前年同四半期比(%)
北海道	48 (6)	1,061	4.0	88.5
東北・信越	67(15)	1,367	5.1	90.3
関東	432(12)	12,241	46.0	84.1
東海・中京・北陸	134(14)	3,577	13.4	87.7
関西	183 (3)	4,058	15.2	90.0
中国・四国	74(22)	1,139	4.3	83.7
九州	96(11)	1,778	6.7	87.4
海外	97	864	3.3	77.8
その他	—	540	2.0	89.2
合計	1,131(83)	26,628	100.0	86.0

- (注) 1 四半期連結会計期間末の店舗数について、フランチャイズ店を( )内数で記載しております。  
 2 その他には、ライセンス供与による売上等を含んでおります。  
 3 金額には、消費税等は含まれておりません。

#### ⑤ 出店形態別販売実績

区分	店舗数	金額(百万円)	比率(%)	前年同四半期比(%)
直営店				
百貨店インショップ	575	9,932	37.3	80.3
ファッションビルインショップ・路面店	331	10,590	39.8	92.5
アウトレット店	45	2,135	8.0	90.0
海外店	97	863	3.2	78.6
計	1,048	23,521	88.3	86.2
直営店以外				
フランチャイズ店・外販専門店	83	2,514	9.5	87.6
その他	—	592	2.2	73.4
計	83	3,106	11.7	84.5
合計	1,131	26,628	100.0	86.0

- (注) 1 当社グループは、店頭在庫管理を自社で行い、かつ自社派遣販売員又は販売委託先が接客販売を行う店舗を直営店と位置づけておりますが、このうち百貨店インショップについては当該百貨店に対する卸価格での販売となります。  
 2 その他には、ライセンス供与による売上等を含んでおります。  
 3 金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等は次のとおりです。

#### (1) 合弁契約

会社名	相手方の名称	国名	契約内容	契約期間
提出会社	KATE SPADE, LLC	米国	「ケイト・スペード ニューヨーク」ブランド商品の独占輸入販売契約の相手方である米国 KATE SPADE, LLC (本社：米国ニューヨーク州) 社との間で、同ブランド事業を運営する合弁会社 (株ケイト・スペード ジャパン(住所東京都渋谷区、資本金450百万円(当社の出資比率51.0%))を設立する契約	平成21年11月17日から平成32年8月31日まで

#### (2) 独占輸入販売契約

会社名	相手方の名称	国名	契約内容	契約期間
(株)ケイト・スペード ジャパン	KATE SPADE, LLC	米国	「ケイト・スペード ニューヨーク」ブランドに関する「kate spade」製品(バック・靴・ステーションナリー等)の独占輸入販売権 (注)	提出会社とKATE SPADE, LLCとの合弁契約の終了まで

(注) 本契約の締結により、提出会社とKATE SPADE, LLCとの同ブランドに関する独占輸入販売契約は終了しました。

#### (3) 資産譲渡契約

譲渡会社	譲受会社	譲渡資産の内容	契約締結日	譲渡期日	譲渡金額
提出会社 (株)ラストコー	(株)ケイト・スペード ジャパン	譲受会社の設立に伴い、譲渡会社の有する「ケイト・スペード ニューヨーク」ブランドに係る商品、店舗設備等の資産を譲受会社へ譲渡する契約	平成21年11月30日	平成21年12月1日	流動資産 921百万円 固定資産 309百万円 資産合計 1,231百万円

#### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期連結会計期間末において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

##### (1) 財政状態の分析

###### (資産)

総資産は、繰延税金資産の減少等により流動資産「その他」が6億97百万円、投資有価証券の評価減等により投資その他の資産「その他」が4億31百万円それぞれ減少するなどしたものの、受取手形及び売掛金が28億2百万円増加したこと、たな卸資産が38億22百万円増加したことなどにより、前期末比8.8%増加し、615億54百万円となりました。

###### (負債)

負債は、支払手形及び買掛金が36億72百万円増加したこと、未払法人税等が5億26百万円増加したことなどにより、前期末比16.7%増加し、318億36百万円となりました。

###### (純資産)

純資産は、利益剰余金が1億95百万円増加したこと、少数株主持分が2億10百万円増加したことなどにより、前期末比1.5%増加し、297億18百万円となりました。

##### (2) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、個人所得が減少し、デフレが進行するなど、依然として景気低迷が続いています。

アパレル業界においても、消費者の買い控え志向がますます強まり、売上の不振が続く厳しい状況にあります。

このような経営環境のもと当社グループは、収益性の低いブランドや店舗のスクラップ、経費削減を実行する一方、成長が見込まれる都市型商業施設への出店や新業態の開発に注力しました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は266億28百万円（前年同四半期比14.0%減）、営業利益は21億10百万円（前年同四半期比7.3%減）、経常利益は19億57百万円（前年同四半期比13.3%減）となりました。また、投資有価証券評価損による特別損失5億4百万円を計上し、四半期純利益は6億15百万円（前年同四半期比92.1%増）となりました。

事業区分別の売上概況は次のとおりです。

事業区分	売上高(百万円)	比率(%)	前年同四半期比(%)
アパレル事業			
オリジナルブランド事業部門	19,130	71.9	83.9
ライセンスブランド事業部門	2,834	10.6	86.8
その他アパレル事業部門	4,636	17.4	94.8
アパレル事業小計	26,601	99.9	86.0
その他事業	26	0.1	109.5
合計	26,628	100.0	86.0

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

###### [オリジナルブランド事業部門]

「ジル バイ ジル スチュアート」、「パーリーゲイツ」等の一部ブランドの売上が伸長したものの、総じて売上は低迷しました。

以上の結果、この部門の売上高合計は191億30百万円（前年同四半期比16.1%減）となりました。

###### [ライセンスブランド事業部門]

「ケイト・スペード ニューヨーク」、「キャロウェイアパレル」等の売上により、この部門の売上高合計は28億34百万円（前年同四半期比13.2%減）となりました。

〔その他アパレル事業部門〕

「アングローバルショップ」、「ラストコール」、「フリーズショップ」等の売上により、この部門の売上高合計は46億36百万円（前年同四半期比5.2%減）となりました。また、都市型商業施設向けの新業態「フリーズマート」を新たに立ち上げました。

〔その他事業〕

㈱イント・トラベル、㈱プラックス等の事業により、この部門の売上高合計は26百万円（前年同四半期比9.5%増）となりました。

### (3) キャッシュ・フローの状況の分析

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益を15億67百万円計上、非資金費用の主な調整である減価償却費及び投資有価証券評価損を12億34百万円計上、各種引当金が6億84百万円増加、仕入債務が36億72百万円増加したものの、売上債権が28億2百万円増加したこと、たな卸資産が38億22百万円増加したこと等により、10億55百万円の収入（前年同四半期は8億89百万円の支出）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、敷金及び保証金の回収が3億47百万円生じたものの、有形固定資産（店舗内装資産等）の取得が4億73百万円、敷金及び保証金の差入が2億47百万円生じたこと等により、4億9百万円の支出（前年同四半期比60.0%減）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済が5億85百万円生じたこと、配当金の支払が4億19百万円生じたこと等により、9億56百万円の支出（前年同四半期比17.4%減）となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当第1四半期連結会計期間末残高は、前連結会計年度末より3億86百万円減少して120億98百万円となりました。

### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

なお、当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりです。

（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み）

当社では、下記の経営方針を支持する者が、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」であることが望ましいと考えています。

なお、下記の経営方針に照らして不適切な者が当社支配権の獲得を表明した場合には、当該表明者や東京証券取引所その他の第三者（独立社外者）とも協議のうえ、次の3項目の要件を充足する必要かつ妥当な措置を講じるものとします。

1. 当該措置が下記の経営方針に沿うものであること
2. 当該措置が株主の共同の利益を損なうものでないこと
3. 当該措置が役員の状態の維持を目的とするものでないこと

〔経営方針〕

法令及び社会規範の順守を前提として次の事項を推進し、中長期的かつ総合的に企業価値・株主価値の向上を目指す。

1. 効率的な資産運用及び利益重視の経営による業績の向上並びに積極的な利益還元
2. 経営の透明性確保
3. 顧客をはじめあらゆるステークホルダーから信頼される経営体制の構築

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,000,000
計	48,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年1月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	17,780,200	17,780,200	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株です。
計	17,780,200	17,780,200	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成22年1月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

- ① 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

(第2回新株予約権 平成16年11月29日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,011(注)1
新株予約権のうち自己新株予約数の数	該当事項なし
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	101,100(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,537(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成18年12月1日 至 平成21年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,537 資本組入額 1,769
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	同上

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、下記(注)2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。



- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算定により目的となる株式数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整により生じる100株未満の株式数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権発行日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生日をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により、1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができる。

- 4 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時点においても、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員、並びに社外協力者の他にこれに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではない。  
 (2) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、相続人は、これを行行使することはできない。  
 (3) 新株予約権の一部行使はできない。
- 5 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(第3回新株予約権 平成17年11月29日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,758(注)1
新株予約権のうち自己新株予約数の数	該当事項なし
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	175,800(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,580(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成19年12月1日 至 平成22年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,580 資本組入額 2,790
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、下記(注)2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算定により目的となる株式数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整により生じる100株未満の株式数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権発行日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生日をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により、1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができる。

- 4 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時点においても、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員、並びに社外協力者の他にこれに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではない。  
 (2) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、相続人は、これを行行使することはできない。  
 (3) 新株予約権の一部行使はできない。

② 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりです。

(第4回新株予約権 平成18年11月29日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,833(注)1
新株予約権のうち自己新株予約数の数	該当事項なし
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	183,300(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,620(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成20年12月1日 至 平成23年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,620 資本組入額 1,810
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、下記(注)2に定める株式の調整を行った場合は同様の調整を行う。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整により生じる100株未満の株式数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生日をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替える。

さらに、新株予約権割当日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

- 4 (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、付与時点から権利行使時まで継続して、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員、その他これに準ずる地位を保有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。
- (3) 新株予約権の一部行使はできない。
- 5 組織再編に際して定める契約書または計画書等下記(6)に定める条件に沿って、下記(1)乃至(5)に定める株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を定める場合には、再編対象会社の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。
  - (1) 合併(当社が消滅する場合に限る。)
    - 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
  - (2) 吸収分割
    - 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
  - (3) 新設分割
    - 新設分割により設立する株式会社
  - (4) 株式交換
    - 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
  - (5) 株式移転
    - 株式移転により設立する株式会社
  - (6) 条件
    - ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
      - 当該組織再編の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
    - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
      - 再編対象会社の普通株式とする。
    - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
      - 当該組織再編の条件などを勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
    - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
      - 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該組織再編の条件などを勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
    - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
      - 上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と当該組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
    - ⑥ 新株予約権の行使の条件
      - 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
    - ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
      - 以下に準じて決定する。
        - 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
        - 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記1)の資本金等増加限度額から前記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
    - ⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得事由
      - 以下に準じて決定する。
        - 1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
        - 2) 上記「新株予約権の行使の条件」により行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(第5回新株予約権 平成19年11月29日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,344(注)1
新株予約権のうち自己新株予約数の数	該当事項なし
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	134,400(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,085(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成21年12月1日 至 平成24年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,085 資本組入額 1,043
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、下記(注)2に定める株式の調整を行った場合は同様の調整を行う。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整により生じる100株未満の株式数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生日をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替える。

さらに、新株予約権割当日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

- 4 (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、付与時点から権利行使時点まで継続して、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員、その他これに準ずる地位を保有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではない。  
 (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。  
 (3) 新株予約権の一部行使はできない。

- 5 組織再編に際して定める契約書または計画書等に下記(6)に定める条件に沿って、下記(1)乃至(5)に定める株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を定める場合には、再編対象会社の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。
- (1) 合併(当社が消滅する場合に限る。)  
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
  - (2) 吸収分割  
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
  - (3) 新設分割  
新設分割により設立する株式会社
  - (4) 株式交換  
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
  - (5) 株式移転  
株式移転により設立する株式会社
  - (6) 条件
    - ①交付する再編対象会社の新株予約権の数  
当該組織再編の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
    - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
    - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
当該組織再編の条件などを勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
    - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該組織再編の条件などを勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
    - ⑤新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と当該組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
    - ⑥新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
    - ⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
以下に準じて決定する。
      - 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
      - 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記1)の資本金等増加限度額から前記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
    - ⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由  
以下に準じて決定する。
      - 1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
      - 2) 上記「新株予約権の行使の条件」により行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(第5 - 2回新株予約権 平成19年11月29日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年11月30日)
新株予約権の数(個)	54(注)1
新株予約権のうち自己新株予約数の数	該当事項なし
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,400(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,581(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成21年12月1日 至 平成24年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,581 資本組入額 791
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、下記(注)2に定める株式の調整を行った場合は同様の調整を行う。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整により生じる100株未満の株式数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生日をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替える。

さらに、新株予約権割当日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

- 4 (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、付与時点から権利行使時点まで継続して、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員、その他これに準ずる地位を保有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではない。  
 (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。  
 (3) 新株予約権の一部行使はできない。

- 5 組織再編に際して定める契約書または計画書等に下記(6)に定める条件に沿って、下記(1)乃至(5)に定める株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を定める場合には、再編対象会社の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。
- (1) 合併(当社が消滅する場合に限る。)  
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
  - (2) 吸収分割  
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
  - (3) 新設分割  
新設分割により設立する株式会社
  - (4) 株式交換  
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
  - (5) 株式移転  
株式移転により設立する株式会社
  - (6) 条件
    - ①交付する再編対象会社の新株予約権の数  
当該組織再編の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
    - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
    - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
当該組織再編の条件などを勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
    - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該組織再編の条件などを勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
    - ⑤新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と当該組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
    - ⑥新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
    - ⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
以下に準じて決定する。
      - 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
      - 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記1)の資本金等増加限度額から前記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
    - ⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由  
以下に準じて決定する。
      - 1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
      - 2) 上記「新株予約権の行使の条件」により行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当する事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年11月30日	—	17,780,200	—	7,376	—	7,455

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年8月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成21年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,000,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,778,400	167,784	—
単元未満株式	普通株式 1,500	—	—
発行済株式総数	17,780,200	—	—
総株主の議決権	—	167,784	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式42株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社サンエー・ インターナショナル	東京都渋谷区渋谷一丁目 2番5号	1,000,300	—	1,000,300	5.63
計	—	1,000,300	—	1,000,300	5.63



## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 9月	10月	11月
最高(円)	1,539	1,230	1,045
最低(円)	1,206	951	755

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

## 3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間(平成20年9月1日から平成20年11月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成21年9月1日から平成21年11月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成21年9月1日から平成21年11月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間(平成20年9月1日から平成20年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(平成21年9月1日から平成21年11月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成21年9月1日から平成21年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年8月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	12,668	13,054
受取手形及び売掛金	10,020	7,217
商品及び製品	12,078	7,974
仕掛品	320	597
原材料及び貯蔵品	139	144
その他	1,970	2,667
貸倒引当金	△84	△45
流動資産合計	37,113	31,611
固定資産		
有形固定資産	※1, ※2 7,183	※1, ※2 7,095
無形固定資産	4,349	4,478
投資その他の資産		
敷金及び保証金	9,563	9,536
その他	3,595	4,026
貸倒引当金	△250	△171
投資その他の資産合計	12,908	13,391
固定資産合計	24,441	24,965
資産合計	61,554	56,577
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	16,078	12,405
短期借入金	170	340
1年内返済予定の長期借入金	2,139	2,298
未払法人税等	713	186
賞与引当金	1,150	877
ポイント引当金	171	193
株主優待引当金	6	11
返品調整引当金	493	177
その他	4,546	3,981
流動負債合計	25,471	20,473
固定負債		
長期借入金	4,590	5,018
退職給付引当金	320	307
役員退職慰労引当金	622	629
その他	831	856
固定負債合計	6,364	6,812
負債合計	31,836	27,286

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年8月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	7,376	7,376
資本剰余金	7,455	7,455
利益剰余金	17,107	16,912
自己株式	△2,001	△2,001
株主資本合計	29,937	29,741
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△473	△540
繰延ヘッジ損益	△4	1
為替換算調整勘定	△277	△228
評価・換算差額等合計	△755	△767
新株予約権	304	294
少数株主持分	232	21
純資産合計	29,718	29,291
負債純資産合計	61,554	56,577

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年9月1日 至平成20年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)
売上高	30,968	26,628
売上原価	13,602	11,621
売上総利益	17,366	15,006
販売費及び一般管理費	※ 15,090	※ 12,896
営業利益	2,275	2,110
営業外収益		
受取利息	7	1
受取配当金	—	0
不動産収入	46	47
為替差益	15	—
その他	52	35
営業外収益合計	121	85
営業外費用		
支払利息	25	25
店舗等除却損	102	96
為替差損	—	22
貸倒引当金繰入額	—	78
その他	11	15
営業外費用合計	139	238
経常利益	2,257	1,957
特別利益		
賞与引当金戻入額	—	92
ポイント引当金戻入額	—	22
特別利益合計	—	114
特別損失		
減損損失	80	—
投資有価証券評価損	991	504
特別損失合計	1,071	504
税金等調整前四半期純利益	1,185	1,567
法人税、住民税及び事業税	1,215	657
法人税等調整額	△344	300
法人税等合計	870	958
少数株主損失(△)	△5	△5
四半期純利益	320	615

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年9月1日 至平成20年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	1,185	1,567
減価償却費	770	730
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	3	117
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	6	12
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△10	△7
賞与引当金の増減額 (△は減少)	736	272
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	17	—
返品調整引当金の増減額 (△は減少)	584	316
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	58	△22
株主優待引当金の増減額 (△は減少)	—	△4
受取利息及び受取配当金	△10	△2
支払利息	25	25
店舗等除却損	89	100
減損損失	80	—
投資有価証券評価損益 (△は益)	991	504
売上債権の増減額 (△は増加)	△3,810	△2,802
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△5,453	△3,822
仕入債務の増減額 (△は減少)	4,562	3,672
その他	235	574
小計	62	1,233
利息及び配当金の受取額	9	2
利息の支払額	△26	△25
法人税等の支払額	△935	△155
営業活動によるキャッシュ・フロー	△889	1,055
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の払戻による収入	51	—
有価証券の償還による収入	199	—
有形固定資産の取得による支出	△438	△473
有形固定資産の売却による収入	—	0
投資有価証券の取得による支出	△4	△4
無形固定資産の取得による支出	△13	△7
敷金及び保証金の差入による支出	△1,014	△247
敷金及び保証金の回収による収入	311	347
長期前払費用の取得による支出	△117	△21
その他	1	△1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,023	△409

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年9月1日 至平成20年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	140	△152
長期借入金の返済による支出	△459	△585
配当金の支払額	△838	△419
少数株主からの払込みによる収入	—	220
少数株主への配当金の支払額	—	△4
その他	—	△15
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,157	△956
現金及び現金同等物に係る換算差額	△272	△76
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△3,343	△386
現金及び現金同等物の期首残高	15,807	12,484
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 12,464	※ 12,098

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)	
1 連結の範囲に関する事項の変更	株式会社ケイト・スピード ジャパンは、新規設立により、当第1四半期連結会計期間から連結の範囲に含めております。 賛雅商貿（上海）有限公司は、当社の連結子会社である SANEI GROUP INTERNATIONAL H. K. LIMITEDが新規設立したことにより、当第1四半期連結会計期間から連結の範囲に含めております。
2 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更	当第1四半期連結会計期間から新たに連結子会社となった賛雅商貿（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。 四半期連結財務諸表の作成にあたっては、同社の9月30日現在で実施した仮決算に基づく四半期財務諸表を使用し、四半期連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)	
(四半期連結損益計算書関係)	
前第1四半期連結累計期間において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取配当金」は、前第2四半期連結累計期間より区分掲記しており、表示方法を統一するため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記することに変更しました。 なお、前第1四半期連結累計期間における「受取配当金」の金額は2百万円であります。	

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)	
1 たな卸資産の評価方法	たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ、正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
2 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
3 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、または、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められたので、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間（自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日）

該当事項はありません。



【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年11月30日)	前連結会計年度末 (平成21年8月31日)												
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 10,150百万円</p> <p>※2 過年度に取得した固定資産のうち、障害者作業施設設置等助成金による圧縮記帳額は5百万円であり、四半期連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。なお、その内訳は有形固定資産5百万円であります。</p> <p>3 当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当第1四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>当座貸越極度額</td> <td>2,450百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td><u>差引額</u></td> <td><u>2,317</u></td> </tr> </table>	当座貸越極度額	2,450百万円	借入実行残高	133	<u>差引額</u>	<u>2,317</u>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 9,823百万円</p> <p>※2 過年度に取得した固定資産のうち、障害者作業施設設置等助成金による圧縮記帳額は5百万円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。なお、その内訳は有形固定資産5百万円であります。</p> <p>3 当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>当座貸越極度額</td> <td>2,470百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td><u>差引額</u></td> <td><u>2,341</u></td> </tr> </table>	当座貸越極度額	2,470百万円	借入実行残高	129	<u>差引額</u>	<u>2,341</u>
当座貸越極度額	2,450百万円												
借入実行残高	133												
<u>差引額</u>	<u>2,317</u>												
当座貸越極度額	2,470百万円												
借入実行残高	129												
<u>差引額</u>	<u>2,341</u>												

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年9月1日 至平成20年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)																								
<p>※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額</p> <table border="0"> <tr> <td>賃借料</td> <td>3,022百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>ポイント引当金繰入額</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>3,177</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>605</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td>6</td> </tr> </table>	賃借料	3,022百万円	貸倒引当金繰入額	6	ポイント引当金繰入額	50	給与手当	3,177	賞与引当金繰入額	605	役員賞与引当金繰入額	17	役員退職慰労引当金繰入額	6	<p>※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額</p> <table border="0"> <tr> <td>賃借料</td> <td>2,950百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>3,044</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>325</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td>7</td> </tr> </table>	賃借料	2,950百万円	貸倒引当金繰入額	38	給与手当	3,044	賞与引当金繰入額	325	役員退職慰労引当金繰入額	7
賃借料	3,022百万円																								
貸倒引当金繰入額	6																								
ポイント引当金繰入額	50																								
給与手当	3,177																								
賞与引当金繰入額	605																								
役員賞与引当金繰入額	17																								
役員退職慰労引当金繰入額	6																								
賃借料	2,950百万円																								
貸倒引当金繰入額	38																								
給与手当	3,044																								
賞与引当金繰入額	325																								
役員退職慰労引当金繰入額	7																								

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年9月1日 至平成20年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)												
<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年11月30日)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>12,534百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3カ月を超える定期預金</td> <td>△70</td> </tr> <tr> <td><u>現金及び現金同等物</u></td> <td><u>12,464</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	12,534百万円	預入期間が3カ月を超える定期預金	△70	<u>現金及び現金同等物</u>	<u>12,464</u>	<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年11月30日)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>12,668百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3カ月を超える定期預金</td> <td>△570</td> </tr> <tr> <td><u>現金及び現金同等物</u></td> <td><u>12,098</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	12,668百万円	預入期間が3カ月を超える定期預金	△570	<u>現金及び現金同等物</u>	<u>12,098</u>
現金及び預金勘定	12,534百万円												
預入期間が3カ月を超える定期預金	△70												
<u>現金及び現金同等物</u>	<u>12,464</u>												
現金及び預金勘定	12,668百万円												
預入期間が3カ月を超える定期預金	△570												
<u>現金及び現金同等物</u>	<u>12,098</u>												

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年11月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年9月1日至平成21年11月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	17,780,200

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,000,342

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる 株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
当社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	304

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年10月30日 取締役会	普通株式	419	25	平成21年8月31日	平成21年11月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引については、ヘッジ会計を適用しているため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間（自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日）

- 1 スtock・オプションにかかる当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名  
販売費及び一般管理費の株式報酬費用 9百万円  
製造費用の株式報酬費用 1百万円
  
- 2 権利不行使による失効により利益として計上した金額  
営業外収益「その他」の新株予約権戻入益 1百万円

(セグメント情報)

**【事業の種類別セグメント情報】**

前第1四半期連結累計期間（自平成20年9月1日 至平成20年11月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自平成21年9月1日 至平成21年11月30日）

アパレル事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

**【所在地別セグメント情報】**

前第1四半期連結累計期間（自平成20年9月1日 至平成20年11月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自平成21年9月1日 至平成21年11月30日）

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

**【海外売上高】**

前第1四半期連結累計期間（自平成20年9月1日 至平成20年11月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自平成21年9月1日 至平成21年11月30日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年11月30日)	前連結会計年度末 (平成21年8月31日)
1,739円09銭	1,726円75銭

## 2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年9月1日 至平成20年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)
1株当たり四半期純利益 19円09銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益 36円66銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年9月1日 至平成20年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	320	615
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	320	615
普通株式の期中平均株式数(千株)	16,779	16,779
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)		
当社及び連結子会社である株式会社ラストコールは「ケイト・スペード ニューヨーク」事業を、平成21年12月1日付で連結子会社である株式会社ケイト・スペード ジャパン (平成21年11月20日にKATE SPADE, LLCと合併で設立。議決権比率51%) に譲渡いたしました。		
(共通支配下の取引等関係)		
①譲渡先企業の名称及び譲渡した事業の内容		
企業名	事業の名称	事業の内容
株式会社ケイト・スペード ジャパン	アパレル事業	「ケイト・スペード ニューヨーク」ブランド
②事業譲渡を行った主な理由 株式会社ケイト・スペード ジャパンが「ケイト・スペード ニューヨーク」ブランドを運営するため		
③事業譲渡日 平成21年12月1日		
④法的形式を含む事業譲渡の概要 受取対価を現金等の財産のみとする資産譲渡		
⑤移転損益の金額 移転損益は発生していません。		
⑥移転した事業に係る資産の適正な帳簿価額並びにその主な内訳 流動資産 921百万円 固定資産 309百万円 資産合計 1,231百万円		

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年1月14日

株式会社サンエー・インターナショナル  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 豊島 忠夫 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田中 量 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サンエー・インターナショナルの平成20年9月1日から平成21年8月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年9月1日から平成20年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サンエー・インターナショナル及び連結子会社の平成20年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 1月14日

株式会社サンエー・インターナショナル

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 豊 島 忠 夫 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田 中 量 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サンエー・インターナショナルの平成21年9月1日から平成22年8月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サンエー・インターナショナル及び連結子会社の平成21年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成22年1月14日

**【会社名】** 株式会社サンエー・インターナショナル

**【英訳名】** SANEI－INTERNATIONAL CO.,LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 三宅孝彦

**【最高財務責任者の役職氏名】** 取締役管理本部長 鈴木忍

**【本店の所在の場所】** 東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 三宅孝彦及び当社最高財務責任者 取締役管理本部長 鈴木忍は、当社の第61期第1四半期(自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

